

令和3年度 介護福祉士実務者研修受講資金 貸付制度のご案内

介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する場合に必須要件となった、介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」といいます）を受講する方に、その受講に必要な資金をお貸しする制度です。介護福祉士資格登録後、神奈川県内で介護等の業務に2年間継続して従事された場合は、申請により貸付金の返還が免除となります。

◆貸付対象者

以下のすべてを満たす方が対象となります

- ①実務者研修施設に在学中であること
(研修申込みをしていない、
または既に研修を修了している方は対象外です)
- ②介護福祉士の資格取得後、県内で「介護等の業務」
に従事する意思がある
- ③貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の
介護福祉士国家試験を受験する方※
- ④65歳までに実務者研修を修了見込みの方

※令和3年度申請分については、令和3年12月31日までに研修を修了し、「令和4年（2022年）1月実施」の介護福祉士国家試験を受験する方が対象となります。

◆申請にあたっては、連帯保証人が必要です。
日本国内に居住する成年の者で独立の生計を営み、安定した収入がある80歳以下の方。
連帯保証人が外国籍の場合、永住権があることが必要です。

◆申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。また、連帯保証人は、自身が借受者となること、及び複数の連帯保証人となることはできません。

[実務者研修貸付制度に関する詳細は、福祉人材センターホームページをご覧ください](#)

かながわ福祉人材センター 実務者研修受講資金貸付

検索

◆申請方法

- ① **実務者研修をお申込み後**に、福祉人材センターまでお電話ください。
➡貸付対象者であるかどうか条件を確認し、対象者の方へのみ申請書を郵送でお渡しいたします。
※以下の方は対象外のため、申請書をお渡しできません
・実務者研修の申込みをまだしていない方
・実務者研修が既に修了している方
- ②申請に必要な書類を揃えてください。
詳細は申請書の案内をご覧ください。
- ③申請書類が全て揃いましたら、郵送前に、必ず福祉人材センターへお電話ください。
書類に不備がないかどうか確認を行います。
- ④ **実務者研修受講中に**、福祉人材センターへ申請書類を、**郵送にて提出**してください。
・実務者研修受講期間中のみ申請が可能です。
➡受講期間とは自宅学習開始日から修了日までをいいます。
・受講開始前および修了後は申請の受付はできませんのでご注意ください。

◆貸付金額 200,000円まで

◆貸付利子 無利子

◆こちらは「貸付金」です。貸付には審査があります。
審査結果によっては、貸付できない場合があります。

お問合せ先 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL 045-312-4816

月～金（祝祭日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

◆実務者研修受講資金貸付申請手続きの主な流れ



実務者研修をお申し込み後に、福祉人材センターへお電話ください。

（TEL045-312-4816）※お申込み前の方は対象外のため、申請書をお渡してできません。
貸付対象であるか条件等を確認後、対象の方へのみ申請書を郵送等でお渡します。

申請書類の準備

「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内」をよくお読みいただき、書類を準備してください。※申請時に実務者研修を修了している場合は申請できません。

郵送にて提出

実務者研修受講期間中に、郵送にて、福祉人材センターへ申請書類を提出してください。

※郵送前に、必ずお電話ください。書類に不足等がないか確認します。
受講開始前および修了後は申請ができませんのでご注意ください。

貸付審査開始

申請書類が全て揃いましたら、審査を開始します。
審査の結果により、お貸付できない場合もあります。
※審査内容等についてはお答えできません。

貸付決定通知

決定通知を郵便にて申請者と連帯保証人宛てに送付します。決定通知が届くまでお待ちください。

借用証書等提出

借用証書等に借受人、連帯保証人の署名及び実印を押印し提出してください。
※借受人・連帯保証人それぞれの印鑑登録証明書も提出必要となります。

指定口座へ送金

指定口座に一括で送金します。送金後に入金のお知らせを送付します。
※送金日の指定、送金日の事前お知らせ等についてはお答えできません。

◆申請に必要な書類

詳細は申請書をご覧ください。

貸付対象者の方へのみ、次の申請書一式を郵送いたします。 申請希望の方は、まずお電話にてお問合せください。

- ①貸付申請書 ②現在の従事先の業務従事期間証明書 ③実務者研修施設発行の在学証明書
- ④3ヶ月以内の住民票（申請者と連帯保証人） ⑤個人情報の取扱いについての同意書
- ⑥身分証明書コピー ⑦提出チェックリスト

➔ ①、②、⑤、⑦は所定の様式があります。貸付対象者へのみ郵送にてお渡しますので、こちらへ記入してください。

◆貸付金の返還免除の要件

以下を全て満たした場合に、返還免除の申請ができます。

- ①**実務者研修を修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、1年以内に介護福祉士登録を行う**
- ②**介護福祉士登録後、神奈川県内の福祉施設等で、「介護等の業務」に2年間継続して従事する**
（2年間とは、介護福祉士として730日在籍し、うち360日または週20時間以上の従事となります）

*介護福祉士の国家試験に合格しなかった場合は、研修終了年度の受験から、その翌々年度までの受験まで、貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター

TEL 045-312-4816

月～金（祝祭日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

